

教職員の懲戒処分について

令和3年8月11日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 寄宿舎職員 (非常勤) (74歳)	停職 3月	令和3年5月8日(土)、所属校の寄宿舎の舎監室において、鍵を取りに来た女子生徒1名に抱きつく行為を行い、当該女子生徒に嫌悪感と恐怖感を与えた。 この行為は、セクシュアル・ハラスメントに該当し、教育公務員としての職の信用を著しく損なう非違行為であり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。
県立学校 教頭 (57歳)	減給 10分の1 1月	職員の時間外在校等時間を把握するための県立学校教職員勤務時間管理システムの1名分のデータを、自ら設定した業績評価の目標を達成するために、所属職員が知り得ないところで、根拠なく少ない時間数に書き換えたことは、超過勤務の縮減に向けた県教育委員会の施策や根拠への信頼を損なう重大な信用失墜行為である。 この行為は、教育公務員としての職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。
県立学校 校長 (58歳)	戒告	教頭が、職員の時間外在校等時間を把握するための県立学校教職員勤務時間管理システムの1名分のデータを所属職員が知り得ないところで書き換えたことは、校長として、教頭に対する指導監督が不十分であった。 また、教頭の行為が重大な非違行為であったにもかかわらず、県教育委員会への報告を怠ったことにより、対応に時間を要することとなり、所属職員に管理職に対する不信感を抱かせたことは、超過勤務の縮減に向けた県教育委員会の施策や根拠への信頼を損なうことにつながりかねない重大な信用失墜行為である。 これらのことは、管理監督者としての指導監督に適性を欠いており、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 中西 正典

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp